



青少年保護育成条例のしおり

～社会全体で青少年を守り、支え、育てましょう～



NEW 事業者の責務

青少年への影響を考え、自主規制に取り組みましょう。店舗へのポスター掲示などにご協力ください。



NEW 保護者の責務

青少年の健全育成に第一義的責任があります。青少年の規範意識や生活習慣を育みましょう。

大きく改正されました
(平成23年4月施行)



NEW 県の責務

総合的な施策を策定し、関係機関や関係団体と連携して取り組みます。広報などの実施により、保護者などが相談しやすい環境づくりや、県民の自主的な活動を支援します。



NEW 県民の責務

互いに協力して地域で青少年を健全に育てましょう。あいさつや声かけをお願いします。

NEW 基本理念

- 青少年は、健全に成長し、自立した社会の一員となる存在です
- 県民は、青少年への影響を意識して行動しましょう
- 社会全体の協力により、青少年を守り、支え、育てましょう

改正 条例の目的

この条例は、青少年の健全育成についての基本理念や県・保護者・県民・事業者の責務を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とします。

改正 青少年の定義

改正により乳幼児も加えて、18歳未満の全ての方（既婚者を除く）が保護対象となります。

NEW

携帯電話へのフィルタリングの義務など



保護者のルール

- 保護者は、青少年が利用する携帯電話（PHSを含みます）のフィルタリングを解除できません。

青少年に障害があるなどやむを得ず解除する場合は、販売店に解除理由を書面で提出しなければなりません。

- 保護者は、青少年の発達段階に応じて、インターネットを閲覧する時間帯を制限する機能や、子ども用の機種など、保護者がインターネット利用を制限・監督できる機能の活用を努めなければなりません。

事業者のルール

- 携帯電話販売店では、青少年が利用するインターネットの契約をする際に、保護者などに対してフィルタリングの必要性やインターネット利用を制限・監督する機能などを説明しなければなりません。

- 携帯電話事業者は、解除理由の書面が提出された場合に限り、青少年の携帯電話のフィルタリングを解除できます。その場合、書面に記載された理由などを一定期間、保存しなければなりません。

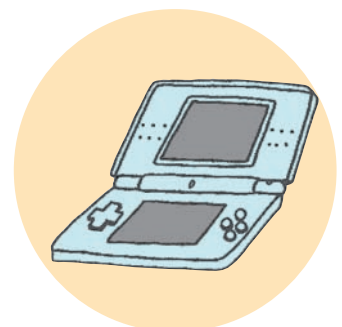
(事業者が条例に従わないときは、知事が勧告・公表)

※「フィルタリング」…有害サイトへの接続を防止するシステム

【インターネット全般について】

- 最近では、携帯型ゲーム機など、インターネットと接続できる機器が多様化しています。

保護者は、青少年が有害情報を閲覧しないように努めるとともに、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう努めなければなりません。



深夜外出の制限

- 保護者は、特別な事情（夜学や夜勤、緊急の場合）がなければ深夜（午後11時～午前4時）に青少年だけで外出させてはいけません。
- だれでも、保護者の同意を得ないで深夜に青少年を連れ出したり、同伴したり、とどめたりしてはいけません。
(30万円以下の罰金)
- だれでも、深夜に外出している青少年の善導に努めなければなりません。



NEW

- 保護者は、日常生活上必要な場合（食事や買い物など）、青少年の健全な育成に役立つと認められる場合（野外キャンプなど）、緊急の場合を除き、深夜に青少年を同伴して外出しないように努めなければなりません。

※お店によっては法令などによる規制や自主規制がありますが、保護者の側にも制限を設けるものです。

深夜営業施設への立入制限

- カラオケボックス、インターネットカフェ（まんが喫茶）では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。
(30万円以下の罰金)
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。**(10万円以下の罰金)**
- その他の深夜営業施設では、深夜に青少年に帰宅を促すように努めなければなりません。



※推奨規格は、
縦60cm、横15cm

神奈川県青少年保護育成条例により
午後11時以降は、保護者同伴であっても
18歳未満の方の入場をお断りします

NEW

個室営業施設の指定・立入などの禁止

- 知事は、次に掲げる店舗が、青少年に有害な営業を行っている場合には、青少年に有害な施設として指定することができます（他の法令で同様の規制がある営業を除きます）。
 - ・主に男女で利用する個室性のある施設を設ける飲食店
 - ・主に異性の体に触れるサービスを行う個室性のある施設を設ける店舗
 - ・個室内の見通しが悪いカラオケボックスやインターネットカフェ
- 営業者は、指定された施設に青少年を立ち入らせたり、客に接する業務に従事させたりしてはいけません。**(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)**



有害興行の指定・観覧の禁止

- 知事は、著しく性的感情を刺激する描写があるなど指定基準（下記）に該当する興行（映画・演劇など）を、有害興行として指定することができます（個別指定）。
- 興行者は、有害興行を青少年に見せてはいけません。（30万円以下の罰金）
- NEW** ● 興行者は、青少年の有害興行の観覧を禁止する旨を表示しなければなりません（10万円以下の罰金）

有害図書類の指定・販売などの禁止

- 知事は、著しく性的感情を刺激する描写があるなど指定基準に該当する図書類を、有害図書類として指定することができます（個別指定）。
また、包括指定の基準に当てはまるものは、知事が個別に指定しなくても有害図書類となります（包括指定）。
- だれでも、有害図書類を、青少年に売ったり、見せたりなどしてはいけません。（30万円以下の罰金）

◆ 図書類とは

書籍、雑誌、写真などのほか、ビデオ、DVDなどの電磁的記録媒体をいいます。

● 有害図書類や有害興行などに関する「個別指定」の基準

- ① 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
- ② 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
- NEW** ③ 青少年の犯罪又は自殺を甚だしく誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの

● 有害図書類に関する「包括指定」の基準

- ① 書籍、雑誌など
全裸、半裸、もしくはこれらに近い姿態での卑わいな描写又は性交、もしくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを載せたページ（表紙を含む。）の数が、20ページ以上であるもの又は総ページ数の5分の1以上を占めるもの
- ② ビデオ、DVD、ゲームソフトなど
①と同じ卑わいな姿態などを描写した場面が全体で3分を超えるもの又は20場面以上のもの。

※どちらも、詳しい基準は施行規則で定められています。

有害図書類の陳列場所の制限

- 書店、古書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店などでは、有害図書類（成人向け雑誌、アダルトビデオなど）を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に下図の方法で陳列しなければなりません。

（改善命令に従わないと30万円以下の罰金）

- また、有害図書類の陳列場所に、下のような表示を見やすい文字により掲示しなければなりません。

有害図書類を陳列する方法

次のいずれかの方法で陳列しなければなりません。



- 1 部屋、間仕切り、ついたて等で隔離


- 2 レジの上または内側の場所にまとめて陳列

- 3 シール止めやビニール包装などをして、10cm以上張り出す仕切り板をつける。

- 書店、古書店、コンビニエンスストアなどでは、有害図書類の表紙が店の外部から見えないように陳列するように努めなければなりません。

家庭用ゲームソフトの販売に関する努力義務



- 有害図書類に該当しないものでも、と表示されている家庭用ゲームソフトを、青少年に売ったり、貸したり、見せたりしないよう努めなければなりません。

※「Z」（18歳以上のみ対象）…国内で販売される家庭用ゲームソフトを審査しているCERO（特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構）が定めた年齢区分マークで、青少年には販売しない取扱いとなっています。このほかに「A」（全年齢対象）、「B」（12歳以上対象）、「C」（15歳以上対象）、「D」（17歳以上対象）があります。



- 販売店では、このゲームソフトの陳列に当たり、有害図書類の陳列方法で行うか、次の方法とするよう努めなければなりません。
 - ・150センチ以上の棚に仕切り板をもうけてまとめて陳列する
 - ・ガラスケース内に陳列する

有害がん具類の指定・販売などの禁止

- 知事は、人の生命、身体に危害を及ぼすおそれのあるがん具や、性的感情を著しく刺激するがん具などを、有害がん具類として指定することができます（個別指定）。

〈指定されたもの〉 バタフライナイフ（平成10年3月）

エアソフトガン ※威力0.135ジュール
を超えるもの（平成18年2月）

- 次のいずれかに該当するものは指定しなくても有害がん具類になります（包括指定）。

- ①性器を模したがん具（いわゆる大人のおもちゃ）
- ②使用済み下着又はそう表示されたもの

- だれでも、有害がん具類を青少年に売ったり、貸したり、見せたりしてはいけません。
（30万円以下の罰金）



図書類・がん具類の自動販売機の規制

- 自動販売機（自動貸付機を含みます）により図書類・がん具類の販売・貸付をしようとする場合は、10日前までに知事に届け出なければなりません。（20万円以下の罰金）

- 自動販売機には、有害図書類や有害がん具類を収納してはいけません。（30万円以下の罰金）

- NEW** ●知事は、自動販売機に有害図書類や有害がん具類が収納されていると認めるときは、事業者にもその除去を命ずることができます。これに従わないときや、収納を繰り返した事業者には、自動販売機の撤去を命ずることができます。

有害広告物の制限

- 知事は、著しく性的感情を刺激する描写があるなど有害指定の基準（P4「個別指定」の基準を参照）に該当する広告物（看板、ポスターなど）の広告主などに対して、撤去などを命ずることができます。（命令に従わないと30万円以下の罰金）

有害広告文書の制限

- 本やDVDを宣伝するために卑わいな写真などを掲載したビラを、郵便受けに入れるなどして戸別に配ってはいけません。知事は、ビラを配った人（**改正** 広告主や依頼者を含む。）に対して戸別に配ることを中止することなどを命ずることができます。（命令に従わないと30万円以下の罰金）

利用カードの届出・販売の禁止

- 利用カード（テレホンクラブなどにつながる「ツーショットカード」など）を販売しようとする場合は、10日前までに知事に届け出なければなりません。（20万円以下の罰金）

- だれでも、青少年に利用カードを売ったり、貸したりしてはいけません。（30万円以下の罰金）

質受け・買受けの禁止

- だれでも、青少年から物品を買い受けたり、質にとったりしてはいけません。(20万円以下の罰金)
 - NEW** ●だれでも、青少年が所持する物品と商品券などを交換してはいけません。(20万円以下の罰金)
- ※保護者の同意がある場合を除きます。

着用済み下着の買受けの禁止

- だれでも、青少年から着用済み下着などを買い受けてはいけません。また、あっせんや売却の勧誘も禁止されています。(30万円以下の罰金)

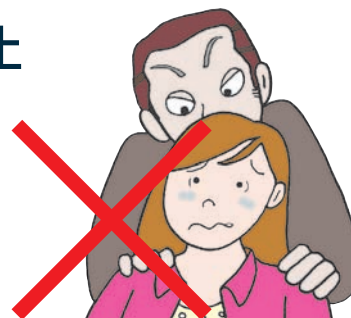
入れ墨（タトゥー）の禁止

- だれでも、青少年に入れ墨を施してはいけません。また、あっせんや勧誘も禁止されています。(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)



みだらな性行為・わいせつな行為の禁止

- だれでも、青少年にみだらな性行為やわいせつな行為をしてはいけません。(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
- 青少年にみだらな性行為等を教えたり、見せたり、場所を提供してはいけません。(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)



スカウト行為などの禁止

- だれでも、青少年に対して次の行為をしてはいけません。(30万円以下の罰金)
 - ・性風俗関連特殊営業（性風俗店など）で客に接する業務に従事するよう勧誘すること
 - ・接待飲食等営業（ホストクラブなど）の客となるように勧誘すること

有害薬品類の販売の禁止

- だれでも、催眠、めいてい、興奮、幻覚などの作用を有する薬品類[※]で知事が規則で定めるものを青少年が乱用することを知って、売ったり、与えたりしてはいけません。(20万円以下の罰金)

※有機溶剤やその5%以上の含有物（毒劇法で規制されるトルエン、シンナー、接着剤などを除く）

NEW

青少年指導員などの関係者の協力



- 知事は、市町村が推薦する方を青少年指導員として委嘱します。
- 青少年指導員（規則で定める他の指導者を含みます）は、他の関係者等と連携・協力して、地域の青少年の健全な育成に役立つ取組を行います。
- 青少年指導員などは、条例に違反している営業所などを発見したとき、知事に調査、指導などを要請できます。
- 保護者は、青少年の非行などを未然に防止するよう努めるとともに、困ったときは早めに学校、警察署などに相談し、その助言を受けるよう努めなければなりません。
- 県は、保護者、事業者、青少年指導員などの関係団体や、市町村、学校などの関係機関と連携、協力して、青少年の健全な育成に関する取組を行うための体制を整備するよう努めます。
- 県は、非行のある青少年が立ち直り、健全な生活を営むことができるようにするための取組を促進するため、関係者に対し、必要な情報の提供その他の施策を講ずるよう努めます。

立入調査

- この条例の目的を達するため必要があるときは、知事が指定した職員や警察官は、営業所などに立ち入り、調査を行い、資料の提出を求めたり、関係人に質問することができます。
(拒否・妨害・虚偽申告などは10万円以下の罰金)

※店舗型異性紹介営業に関する規制（出会い喫茶は青少年を立ち入らせてはならないなど）は、平成23年1月から風営法の規制を受けることになりました。

【条例に関する担当窓口】

担当窓口	電話番号	指導・届出の所管区域
県民局青少年部青少年課地域環境グループ	☎045-210-1111	横浜市、川崎市
横須賀三浦地域県政総合センター 県民・安全防災課	☎046-823-0210	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地域県政総合センター 県民・安全防災課	☎046-224-1111	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域県政総合センター 県民・安全防災課	☎0463-22-2711	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
足柄上地域県政総合センター 県民・安全防災課	☎0465-83-5111	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
西湘地域県政総合センター県民課	☎0465-32-8000	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

※このパンフレットの内容は、概要を分かりやすく伝えるために書かれたものです。
正確な文言や規定内容は、県のホームページなどで確認してください。

平成23年1月発行